

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (新規) について

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、これまでは国の「放課後児童クラブガイドライン（平成 19 年 10 月 19 日付け 厚生労働省雇用均等・児童局長通知）」に則して、事業を実施してまいりましたが、新制度においては、設備及び運営に関する基準を市町村が定めなければならないこととされました（改正児童福祉法第 34 条の 8 の 2）。

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図るものです。

現行制度では、小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童が対象とされていますが、新制度においては、小学校に就学している児童を対象とすることとされています。

【検討にあたっての視点】

○独自項目の追加や基準の上乗せについてどのように考えるか。

○国の基準を準用した場合の盛岡市における既存クラブの状況は次のとおりです。

①児童一人あたりの面積（国基準 児童一人あたり 1.65 m²）

児童センター児童クラブを除いた 35 クラブ中、児童一人あたりの面積が 1.5 m²未満のクラブが 6 クラブあります。（平成 25 年 5 月 1 日時点）

②児童の集団の規模（国基準：支援の単位 40 人）

児童センター児童クラブを除いた 35 クラブ中、登録児童が 50 人以上のクラブが 6 クラブあります。（平成 25 年 5 月 1 日時点）

○盛岡市における放課後児童クラブの登録児童数、専用面積等の状況は、次ページのとおりです。